

～「町民主体のまちづくり」を目指して～ 「白岡町自治基本条例」が

白岡町では、『町民主体のまちづくり』を目指しています。それを実現するための「白岡町自治広報しらおか8月号では、「白岡町自治基本条例」の概要を、また、広報しらおか9月号では、をお知らせいたしました。

今回は、この「白岡町自治基本条例」で、これからの「まちづくり」がどのように変わり、どまた、この条例で、議会や行政が、町民のみなさんと「まちづくり」を行うために、できること、



「白岡町自治基本条例」は、だれがつくったの？だれの条例なの？

この白岡町自治基本条例は、公募町民が中心の「条例をつくる会」で素案を策定し、その後、多くの町民のみなさんからの御意見をいただき、さらに議会の審議を経て策定された“みんなの条例”です。

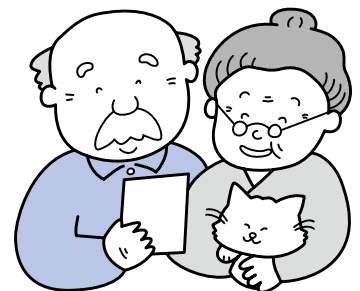
そのため、この条例では、まちづくりの主体である【町民】と、その推進役である【議会】、そして、実行役である【行政】が、それぞれの役割と責任を分かち合い、協力し合い、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会（白岡町）の実現を目指すことを理念としています。

「白岡町自治基本条例」ができて、変わることは？

この白岡町自治基本条例は、まちづくりに関する「理念・目的・制度」などを定めたもので、条例ができたからといって、町民のみなさんの日常生活が、今すぐ目に見えて変化するものではありません。

この条例に基づき、町民・議会・行政が共に考え、行動することで、より良いまちづくりが実現できるのです。

また、この条例は制定すればそれで良いものではありません。みんながまちづくりを推進するための道具（手段）として、みなさんに活用されて初めて生きてくるのです。



「白岡町自治基本条例」は、どのように活用されるの？

この白岡町自治基本条例を、どのように活用するかは、町民のみなさんにかかっています。この条例が施行されたことで、みなさんの声が、より一層、町政に届き、さらなるまちづくりが推進されます。

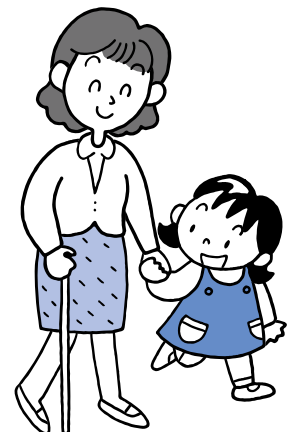
なお、広報しらおか9月号に、みなさんがこの条例を活用する一例を掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。



「白岡町自治基本条例」は、どのような効果があるの？

この白岡町自治基本条例を、町民のみなさんが「まちづくり」の道具（手段）として使うことで、次のような効果があります。

- ① 町がどのような制度や原則で運営しているのか、その町政情報が共有され、町民・議会・行政のパートナーシップが形成されます。
- ② 町政への参画や地域活動などを通じて、町政・議会運営がより身近になり、行政活動の透明性や、地域活動の活性化に繋がります。
- ③ 将来にわたり、町民のみなさんが主役となる『町民主体のまちづくり』が、みんなの共通認識となり、継続されることとなります。



10月1日に施行されました!

治基本条例」がスタートいたしました。

町民の皆さんがこの条例で「まちづくり」を行うために「できること」、「やってもらいたいこと」

のような効果もたらされるのかなどをお知らせします。

やるべきことをお知らせします。

この条例で、議会や行政が町民のみなさんと「まちづくり」を行うために具体的にできること、やるべきこと



この条例で、議会や行政が、私たち町民といっしょに「まちづくり」を行うために、できること、やるべきことを、具体的に教えて?



「まちづくり」は、議会や行政だけでは限界があります。町民のみなさんもいっしょに目指す“まち”の姿を共有することで、より一層、「まちづくり」を発展させることができます。具体的にはこんなことです…

町民と町政情報を共有します

みなさんと「まちづくり」をするために情報を公開します



町民の参画の環境を整備します

みなさんの声を町政に反映させ、協働に努めます



町民の地域活動の支援に努めます

みなさんの地域活動の課題をいっしょに考えます



町民に開かれた議会運営に努めます

みなさんに身近な議会運営・議員活動をしめます



白岡町自治基本条例は、町ホームページや秘書広聴課窓口で掲載・配布しています。
問合せ 秘書広聴課 地域自治推進室 内線345・346 FAX92-9096